

部落差別って？

部落差別とは、被差別部落の出身であることやそこに住んでいることを理由にした差別であり、日本固有の人権問題です。

1965年8月11日に出された「同和対策審議会答申」には次のように明記

<前文より>

いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ**国の責務**であり、同時に**国民的課題**である。

<第1部より>

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、**もっとも深刻にして重大な社会問題**である。

(原文引用)

1965(昭和40)年「同和対策審議会答申(以下「同対審答申」という)」

1969(昭和44)年「同和対策事業特別措置法(同対法)」【時限法】

同和対策事業が目的。以後、法律の延長や名前の変更を行いながら、33年間にわたり対策事業が実施された。

1982(昭和57)年「地域改善対策特別措置法(地対法)」【時限法】

1987(昭和62)年「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」【時限法】

1993(平成5)年 同和地区実態把握調査(総務庁地域改善対策室)

住環境面では一定の改善は進んだが、差別意識や差別事件については、十分な成果が得られていない。

1996(平成8)年「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本方向について」

(地域改善対策協議会意見具申)

同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組を人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。これまでの成果を土台とし、従来の取組の反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差しかかっている。

2000(平成12)年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

2002(平成14)年 特別措置法の法期限切れ

「人権教育・啓発に関する基本計画」策定

2016(平成28)年「部落差別の解消の推進に関する法律」【恒久法】

三十三年間にわたる同和対策事業

同対審答申を機に、国は1969年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、その後、法の変遷を経て、2002年3月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの33年間、住環境整備や福祉対策、産業職業対策、同和教育などの諸施策を実施し、一定の成果をあげることができました。しかしながら、差別意識や偏見については、未だ課題を残しています。差別発言や落書き、結婚や就職に際した身元調査、不動産購入時などの土地調査、インターネット上に差別書込みがなされるなど、現在においても、部落差別は解消されていません。

このような状況を踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的に、2016年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律(以下「部落差別解消推進法」という)」が公布・施行されました。